海上運送法第４条第６号に基づく指定区間に関する公示の一部改定案について

令和４年１２月２日

神戸運輸監理部

１．指定区間について

海上運送法では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として、関係都道府県知事の意見を聴いて、国土交通大臣が「指定区間」として指定します。

２．指定区間改定案について

指定区間番号：２７８号「家島坊勢島」

改定内容：指定区間のサービス基準の見直し（別紙）

改定理由：輸送需要減少のため

３．改定施行予定

令和５年２月１日

【別紙】

**指定区間の一部改定案**

【現行】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定航路番号 | 指定区間 | | サービス基準 | | | | |
| 名称 | 区間 | 運航日程 | 運航回数 | 始終発時刻 | １回の運航毎の最低輸送能力 | 備考 |
| ２７８ | 家島坊勢島 | 家島のいずれかの港と坊勢漁港との間 | 毎日 | １日１０往復 | 設定しない | 設定しない | ただし、１月１日の運航回数についてはこのかぎりではない |

【改定案】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定航路番号 | 指定区間 | | サービス基準 | | | | |
| 名称 | 区間 | 運航日程 | 運航回数 | 始終発時刻 | １回の運航毎の最低輸送能力 | 備考 |
| ２７８ | 家島坊勢島 | 家島のいずれかの港と坊勢漁港との間 | 毎日 | １日６往復 | 設定しない | 設定しない | ただし、１月１日の運航回数についてはこのかぎりではない |